

豊田工業高等専門学校研究設備・機器共用規則

制 定 令和6年3月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、豊田工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、教職員の人材育成にも貢献する。

(共用の対象とする研究設備・機器)

第3条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とするなど、多くの者に共用できるような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

なお、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

第4条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第5条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して20日前までに、所定の申請書を豊田工業高等専門学校長(以下「校長」という。)に提出し、許可を得なければならない。

- 2 校長は、前項の申請を許可したときは、所定の許可証により申請者に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 本校の指示に従うこと
 - (2) 火気取締り及び保安管理に留意すること
 - (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
 - (4) その他校長が必要と認めること
- 4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。
 - (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
 - (2) 本校の理念に反している目的と判断したとき
 - (3) その他本校の教育研究に支障があると判断したとき

(使用時間)

第6条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 第5条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第8条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日(土日祝日及び本校の休業日を除く)までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- (1) 第5条第3項各号(第3号を除く)に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第7条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(使用料等)

第9条 使用料については、別に定める。

- 2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用等(以下「必要経費」という。)が発生する場合は、別に徴収するものとする。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費(以下「使用料等」という。)を本校が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第10条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第12条 研究設備・機器の運用実績を年1回、校長へ報告する。

(事務)

第13条 研究設備・機器共用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年3月5日から施行する。

豊田工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書

年 月 日

豊田工業高等専門学校長 殿

豊田工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。
使用にあたっては、豊田工業高等専門学校研究設備・機器共用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地		
	機関等名称		
	使用責任者	印	
	連絡先		
	その他使用者氏名		
使用機器名		使用目的	使用時間
			年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
			年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分

注) 太線枠内を記入してください。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含まれます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば併せて添付してください。

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、□にレをご記入願います。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。 |
| <input type="checkbox"/> 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。 |
| <input type="checkbox"/> 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合 ・本校の指示に従わなかった場合 ・その他管理運営上、支障があると認められたとき |

※同意いただけない場合、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

申請書の受付窓口：総務課総務企画係 (Tel : 0565-36-5828)

研究設備・機器使用許可証

年 月 日

様

豊田工業高等専門学校長 印

年 月 日付けで申請のありました研究設備・機器の使用について許可します。

【請求額】	研究設備・機器使用単価	(@)	×	()	時間	=	(円)
	必要経費	(@)	×	()		=	(円)
		(@)	×	()		=	(円)
		(@)	×	()		=	(円)
						使用料等 計	(円)	(税込)

ご使用に当たって

1. 使用料は、別途本校が送付する請求書により振込んでください。
請求書記載の指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消す場合があります。
2. 研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
3. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器担当者の確認を取ってください。
持ち込んだ物品は、必ずお持ち帰りください。
4. 事故等の発生及び研究設備・機器を破損等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。